

伊勢崎市パブリックコメント募集要項

資料3

市の政策の案の名称	(仮称)伊勢崎市中小企業・小規模企業振興基本条例（案）
意見募集の趣旨	市や商工団体をはじめ、金融機関や教育機関などが果たすべき責務や役割を明確にし、市民の理解と協力を得ながら中小企業及び小規模企業の活力が最大限発揮される環境づくりを推進していくための基本理念を条例として定めるもの。
意見を提出できる人	1 市内に在住・在勤・在学の人 2 市内に事務所・事業所を有する個人または法人、そのほかの団体 3 本市に納税義務を有する人 4 このパブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの
意見の募集期間	令和6年10月21日（月）～令和6年11月22日（金）
意見の提出方法	所定の様式に、住所、氏名、市の政策の案に対する意見とその理由を記入し、直接または郵便等による送付、ファクス、電子メール等で提出してください。 所定の様式および公表資料は市役所産業経済部商工労働課、市役所本庁舎および各支所の市民情報コーナーに用意してあります。またホームページからダウンロードすることもできます。 【意見の提出先】 ・直接持参する場合 産業経済部商工労働課（市役所本庁舎北館2階） ・郵送等による送付の場合（令和6年11月22日必着） 〒372-8501 伊勢崎市今泉町2丁目410番地 市役所産業経済部商工労働課宛 ・ファクスの場合 0270-27-2754 ・電子メールの場合 shoukou@city.isesaki.lg.jp
公表資料	意見募集資料_（仮称）伊勢崎市中小企業・小規模企業振興基本条例について パブリックコメント（意見募集）の内容
担当部課	産業経済部商工労働課商工振興係 電話 0270-24-5111（内線 3204）
備考	・結果の公表にあたっては、同趣旨のご意見を取りまとめのうえ、その要旨とそれに対する市の考え方を、市役所本庁および各支所の市民情報コーナー、ホームページで公表する予定です。また、個人が特定できる内容等、伊勢崎市情報公開条例に規定する非公開情報は公表しません。 ・個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。 ・提出していただいたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。 ・パブリックコメント手続は、市の政策の案を事前に市民に公表し、市民が情報を共有することで多くの市民からの意見が提出され、市民の考え方を幅広く聴きながら市政に反映することができます。 また、この手続により提出された意見は、政策の賛否を求めたり、必ずしも多数意見を反映させるために実施するものではありません。いただいたご意見は総合的に判断し、少数意見でも優れた意見については、政策の案に採用することも考えられます。

「（仮称）伊勢崎市中小企業・小規模企業振興基本条例（案）」

に関するパブリックコメント手続の結果

意見の募集期間	令和 6年10月21日 ～ 令和 6年11月22日
意見の提出者数	1人
意見の件数	2件
意見の要旨の数	2件
担当部課	産業経済部商工労働課
電話	0270-27-2754（内線3204）
ファックス	0270-23-7382
電子メール	shoukou@city.isesaki.lg.jp

（仮称）伊勢崎市中小企業・小規模企業振興基本条例（案）に関するパブリックコメント手続（市民意見提出手続）を、令和6年10月21日から令和6年11月22日まで実施し、1人の方から2件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見についての「市の考え方」を次のとおり公表いたします。

寄せられたご意見等の要旨とそれに対する市の考え方について次のとおり公表いたします。

1 《条例（案）の概要のうち、項目第2の定義（商工団体）》 についての意見等

番号	意見等の要旨	意見等に対する市の考え方
1	条例で規定する商工団体の定義に、民主商工会を明記して頂きたい。	本条例は、市や関係する団体が果たすべき責務役割を明確にし、中小企業及び小規模企業の活力が最大限発揮される環境づくりを推進していくための基本理念を条例として定めるものです。 いただいたご意見は当該条例案の策定検討委員会にお諮りし、上記の理念をふまえた上で、条例への反映について検討いたします。

2 《条例（案）の概要の全体に関して》 についての意見等

番号	意見等の要旨	意見等に対する市の考え方
1	団体所属の事業者に行ったアンケート結果では、市内中小規模事業者からは、インボイス問題、物価高騰問題に苦しんでいる回答が多く、厳しい現状があります。是非、廃業をくい止め、中小規模事業者が希望する施策にして頂きたい。	本条例は、中小企業及び小規模企業の活力が最大限発揮される環境づくりを推進していくための基本理念を条例として定めるものです。個別具体的な施策の実施について定めるものではありませんが、中小企業者及び小規模企業者の皆様が活躍する社会の実現には、ご意見のとおり市や市民、商工団体等の相互の連携及び協力による取組が必要になると考えており、その旨を本条例の基本理念として規定する予定です。